

平成26年度 建設工事における総合評価方式一改正の概要一

1

評価項目の新規追加

次の評価項目を「企業の評価」における「地域性・社会性評価（選択項目）」に追加します。

○ 自社工場（製作）の有無

県内自社工場による製作 有 10点

県内自社工場による製作 無 0点

自社工場（製作）については、鋼橋上部工、PC橋上部工、水門、ゲート設備工等で工場製作を伴う工事に適用するものとし、高知県内に自社工場を所有し、当該工事における製作物を当該自社工場で製作する場合に評価の対象とする。

○ 若手技術者の育成の状況

41歳未満の主任（監理）技術者又は現場代理人の配置 有 10点

41歳未満の主任（監理）技術者又は現場代理人の配置 無 0点

若手技術者の育成の状況については、次のいずれかに該当する場合に評価の対象とする。
(2)の現場代理人として配置する当該技術職員は、入札参加申請時に申請者と直接的な雇用関係があることが必要である。

41歳未満の技術職員を主任（監理）技術者と現場代理人に1名ずつ配置する場合でも、1名分のみの加点（10点）とする。

(1) 当該公告工事の配置技術者要件として求める資格を有する開札日において41歳未満の技術職員を主任技術者又は監理技術者として配置する場合

(2) 当該公告工事の種類に係る建設業法（昭和24年法律第100号）第7条第2号イ、ロ又はハに該当する開札日において41歳未満の技術職員を現場代理人として配置する場合

2

評価項目の削除

○ 該当なし

評価項目の評価基準の変更等

次の評価項目は、評価基準を変更します。

○同種・類似工事の実績の有無（「企業の評価」及び「配置予定技術者の評価」）

- ・評価対象期間：平成 10 年度以降 ⇒ **平成16年度以降**
(過去15年を過去10年へ変更)
- ・施工実績件数：

4件以上	10点	⇒	3件以上	10点
2件以上4件未満	5点	⇒	2件	5点
2件未満	0点	⇒	2件未満	0点

※直近の施工実績を評価の対象とする方向へ見直し今後、過去5年まで短縮する予定

○同種・類似工事の成績評定（「企業の評価」及び「配置予定技術者の評価」）

- ・評価対象期間：平成20年度以降 ⇒ **平成21年度以降**
(過去5年は変更ありません。)

○優良工事表彰の有無（「企業の評価」及び「配置予定技術者の評価」）

- ・評価対象期間：平成18年度以降 ⇒ **平成19年度以降**
(過去7年は変更ありません。)

○地域内拠点の有無（「企業の評価」）

- ・評価点数

当該工事と同一市町村内に本社（本店）	有	15点	⇒	10点
当該工事と同一市町村内に営業所	有	10点	⇒	5点
当該工事と同一市町村内に本店・営業所	無	0点	⇒	0点

○重機保有の有無（「企業の評価」）

(平成25年度まで 1台保有 10点 保有無 0点)



・評価対象台数

バックホウ又はトラクターショベルを自社保有
又は長期（1年以上）リースにより**3台以上**保有 **10点**

バックホウ又はトラクターショベルを自社保有
又は長期（1年以上）リースにより**2台**保有 **7.5点**

バックホウ又はトラクターショベルを自社保有
又は長期（1年以上）リースにより**1台**保有 **5点**

バックホウ又はトラクターショベルを自社保有
又は長期（1年以上）リースによる保有 **無** **0点**



評価項目及び配点(企業の評価)

評価項目	評価基準	配点
技術力評価(必須項目)		
同種・類似工事の実績 (平成16年度以降)	施工実績 3件以上	10
	施工実績 2件	5
	施工実績 2件未満	0
同種・類似工事の成績評定 (平成21年度以降)	成績評定の平均点 80点以上	15
	成績評定の平均点 75点以上80点未満	10
	成績評定の平均点 70点以上75点未満	5
	成績評定の平均点 70点未満	0
直近の成績評定の最低点 (前年度実績)	成績評定 65点未満 無	0
	成績評定 65点未満 有	-5
技術力評価(選択項目)		
優良工事表彰の有無 (平成19年度以降) ※過去7年	高知県表彰(知事賞又は優良賞)を2回以上受賞	10
	高知県表彰(知事賞又は優良賞)を1回受賞	7.5
	他機関表彰 受賞	5
	表彰 無	0
ISOマネジメントシステム審査登録 等の有無	ISO9000シリーズと併せてISO14000シリーズ又はエコアクション21を取得	5
	ISO9000シリーズ又はISO14000シリーズ若しくはエコアクション21のいずれかを取得	2.5
	ISO認証及びエコアクション認証 未取得	0
舗装工事施工体制 (AS舗装工事に適用)	ASフィニッシャを自社保有又は長期(1年以上)リース契約しており、かつ、当該工事のAS舗装工を自社で施工する	10
	ASフィニッシャを自社保有若しくは長期(1年以上)リース契約している、又は、当該工事のAS舗装工を自社で施工する	5
	ASフィニッシャを自社保有又は長期(1年以上)リース契約しておらず、当該工事のAS舗装工を下請に発注して施工する	0
地域性・社会性評価(選択項目)		
地域内拠点の有無	当該工事と同一市町村内に本社(本店) 有	10
	当該工事と同一市町村内に営業所 有	5
	当該工事と同一市町村内に本店・営業所 無	0
自社工場(製作)の有無	県内自社工場による製作 有	10
	県内自社工場による製作 無	0
若手技術者の育成の状況	41歳未満の主任(監理)技術者又は現場代理人の配置 有	10
	41歳未満の主任(監理)技術者又は現場代理人の配置 無	0
地域ボランティアの有無 (前年度実績)	入札参加資格決定通知書の地域点数20点以上相当	10
	〃 15点以上20点未満相当	8
	〃 10点以上15点未満相当	6
	〃 5点以上10点未満相当	4
	〃 1点以上5点未満相当	2
	ボランティア活動 無	0
重機保有の有無	バックホウ又はトラクターショベルを自社保有又は長期(1年以上)リースにより3台以上保有 有	10
	バックホウ又はトラクターショベルを自社保有又は長期(1年以上)リースにより2台保有 有	7.5
	バックホウ又はトラクターショベルを自社保有又は長期(1年以上)リースにより1台保有 有	5
	バックホウ又はトラクターショベルの自社保有又は長期(1年以上)リースによる保有 無	0
消防団への加入又は消防団協力事業所表示制度の認定の状況 (前年度実績)	加入又は認定 有	10
	加入又は認定 無	0
BCPの認定の状況	BCPの認定 有	10
	BCPの認定 無	0
独占禁止法違反等による 指名停止の状況	指名停止 無	0
	指名停止 有	-10

企業の評価



評価項目及び配点(配置予定技術者の評価)

配置 予定 技術 者の 評価	技術力評価(必須項目)		
	同種・類似工事の実績 (平成16年度以降)	施工実績 3件以上	10
		施工実績 2件	5
		施工実績 2件未満	0
	同種・類似工事の成績評定 (平成21年度以降)	成績評定の平均点 80点以上	15
		成績評定の平均点 75点以上80点未満	10
		成績評定の平均点 70点以上75点未満	5
		成績評定の平均点 70点未満	0
	技術力評価(選択項目)		
	優良工事表彰の有無 (平成19年度以降) ※過去7年	高知県表彰(知事賞又は優良賞)を2回以上受賞	10
		高知県表彰(知事賞又は優良賞)を1回受賞	7.5
		他機関表彰 受賞	5
		表彰 無	0
	継続学習制度(CPD)への取り組み (一社)全国土木施工管理技士会 連合会、(公社)日本技術士会、(公 社)日本建築士会連合会、建築設 備士関係団体CPD協議会、(公社) 土木学会の何れかの取得単位数 (有効期間:過去5年間)	推奨単位の5/10以上	10
推奨単位の3/10以上5/10未満		7.5	
推奨単位の1/10以上3/10未満		5	
推奨単位の1/10未満		0	
配置予定技術者の資格	1級国家資格 有	10	
	上記以外	0	

評価項目及び配点(簡易な施工計画)

評価項目	評価基準	配点
工程管理に関する所見	各工程の工期、手順が適切で、特に優れた工夫がある	12
	各工程の工期、手順が適切で、優れた工夫がある	8
	各工程の工期、手順が適切で、工夫がある	4
	各工程の工期、手順が適切である	0
材料等の品質管理に関する所見	(発注者の指定した)品質管理項目に関して確認方法や管理方法などで、特に優れた工夫がある	12
	(発注者の指定した)品質管理項目に関して確認方法や管理方法などで、優れた工夫がある	8
	(発注者の指定した)品質管理項目に関して確認方法や管理方法などで、工夫がある	4
	(発注者の指定した)品質管理項目に関して確認方法や管理方法などが適切である	0
施工上の課題に関する所見	(発注者の指定した)施工上の課題に対して、特に優れた工夫がある	12
	(発注者の指定した)施工上の課題に対して、優れた工夫がある	8
	(発注者の指定した)施工上の課題に対して、工夫がある	4
	(発注者の指定した)施工上の課題に対して、適切である	0
施工上配慮すべき事項に関する所見	配慮事項の設定やこれへの対応が現地の環境条件を踏まえ、特に優れた工夫がある	12
	配慮事項の設定やこれへの対応が現地の環境条件を踏まえ、優れた工夫がある	8
	配慮事項の設定やこれへの対応が現地の環境条件を踏まえ、工夫がある	4
	配慮事項の設定やこれへの対応が現地の環境条件を踏まえ適切である	0

問合せ先
高知県土木部建設管理課(契約担当)
TEL 088-823-9813

総合評価方式【若手技術者の育成の状況】の評価に関する取扱いについて

Q1 評価対象となる若手技術者とは？

A1 入札に参加する工事の開札日において、41歳未満である技術者を評価対象とします。

Q2 若手技術者の育成の状況について加点評価されるのはどのような場合か？

A2 ケース①

41歳以上の技術者を主任（監理）技術者として配置し、現場代理人に若手技術者を配置する場合。

ケース②

若手技術者を主任（監理）技術者として配置する場合。

Q3 Q2のケース①の場合、配置技術者に関する評価項目で評価対象となるのは、主任（監理）技術者又は現場代理人のどちらか？

A3 総合評価で評価対象とするのは、配置予定技術者となります。よって、当該工事に配置する主任（監理）技術者となります。

Q4 若手技術者として配置する技術者又は現場代理人について3ヶ月雇用は必要か？

A4 技術者要件については公告に記載しているので確認してください。

（なお、専任を要する工事は3ヶ月雇用が必須となっています。）

また、現場代理人については、3ヶ月雇用は必要ありませんが、入札参加資格確認申請書を提出する日（以下「申請書提出日」という。）において入札参加者と直接的な雇用関係があることが必要です。

Q5 申請のあった現場代理人の直接的な雇用確認はどの時点で行うのか？

A5 落札候補者となった時点で挙証資料にて確認します。

申請書提出日以前から落札候補者に雇用されていることを、以下の書類等で確認します。

- ① 健康保険被保険者証
- ② 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書
- ③ 賃金台帳の写し

Q6 若手技術者として加点される技術者には、どのような資格が必要か？

A6 【配置技術者の場合】

技術者要件については公告に記載しているので確認してください。

【現場代理人の場合】

公告に記載する工事の種類に対応した技術者の資格が必要となります。

(建設業法（昭和24年法律第100号）第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者)

Q7 複数の工事入札に同じ技術者又は現場代理人で参加することは可能か？

A7 参加は可能です。

【配置技術者の場合】

現行制度と同様、落札候補者となった時点で公告記載のとおり配置技術者の重複申請を行ってください。

【現場代理人の場合】

書面による重複申請は必要ありませんが、落札候補者となった時点で、入札参加工事ごとに現場代理人配置予定若手技術者名簿を提出していただくとともに、契約機関へ重複している旨を伝えてください。この時点で現場代理人として配置する若手技術者が特定できない場合は、配置する可能性のある複数の若手技術者に係る同名簿を提出下さい。

Q8 Q7の場合において若手技術者を複数の工事の現場代理人として申請し、複数の落札候補者となった場合、当該若手技術者を配置できなくなった他の工事へ41歳以上の者を配置することは可能か？

A8 落札候補者となった時点で契約担当機関にその旨を必ず伝えてください。契約担当機関により総合評価で加点された若手技術者の評価点を減点した上で、その結果落札候補者となる場合は可能となります。

Q9 落札決定後、当工事の入札参加資格確認申請で提出した配置予定技術者や、総合評価で若手技術者として加点された現場代理人が配置できなくなった場合は他の者へ変更できるのか？

A9 変更に関しては、配置予定技術者については「監理技術者マニュアル」で、現場代理人については「現場代理人の常駐の取扱い」で定めています。これらの規定で認められる場合を除き、原則、変更はできません。

これらの技術者の配置が困難となった場合は、原則、契約締結前においては落札決定の取消し、契約締結後においては契約の解除となります。

(これらの場合は、指名停止等のペナルティーを伴います。)

Q10 申請時点で若手技術者を配置予定技術者として確定できない場合で、41歳以上の技術者と若手技術者をあわせた複数名で申請するときの評価点はどのように申請するのか？

A10 配置予定技術者評価については、評価点の低い技術者を審査対象とするため、評価の一番低い技術者の点数を申請します。

また、企業の評価では、若手技術者の育成状況において加点の対象として申請することは可能とします。

なお、この場合においては、落札候補者になった時点で、配置技術者について、どちらの技術者を配置するか契約担当機関に申し出ていただくこととなります。

この時点で若手技術者を配置できなくなった場合(若手技術者を配置することが確定できない場合を含む。)は、企業の評価の若手技術者の育成状況について減点とし、再度評価値を算出のうえ、落札候補者を確認することとなります。

Q11 当該工事で主任（監理）技術者及び現場代理人の両方に若手技術者を配置した場合、加点はダブル評価（10点+10点=20点）となるのか？

A11 ダブル評価はありません。（10点となります。）

Q12 J V（建設工事共同企業体）工事において、その他構成員から若手技術者を現場代理人として配置することは可能か？

A12 現場代理人の役割については、建設工事請負契約書で定めています。

この役割から代表構成員となる企業の職員を配置する必要があります。

【建設工事請負契約書（抜粋）】

現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、工期の変更、請負代金の請求及び受領、第12条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知、同条第4項の請求、同条第5項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。